

3 ナショナルサイクルルートの指定

【本章の概要】

本章では、ナショナルサイクルルート制度の概要や、指定要件への達成状況とその対応方針について記載する。

本章の構成は、以下の通りである。

3.1 ナショナルサイクルルート制度とは

本節では、ナショナルサイクルルート制度について概要を記載する。

3.2 ナショナルサイクルルートの指定要件

本節では、ナショナルサイクルルートの指定要件について概要を記載する。

3.3 指定要件の達成状況と対応方針

本節では、指定要件の達成状況と、未達成事項への対応方針を記載する。

3.4 指定要件を満たすための整備について

本節では、指定要件を満たすために整備が必要な案内標識等について記載する。

3.1 ナショナルサイクルルート制度とは

「ナショナルサイクルルート(NCR)」とは、サイクルツーリズムの推進に資する魅力的で安全なルートであることなど、一定の要件を満たすルートに対し、「日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルート」として国が指定するもので、令和元年9月に創設された制度である。

令和元年11月、茨城県においては「つくば霞ヶ浦りんりんロード」が、国内初の「ナショナルサイクルルート」の一つに指定されており、令和3年10月現在、6ルートが指定されている。



図 3-1 ナショナルサイクルルートの指定状況

3.2 ナショナルサイクルルートの指定要件

ナショナルサイクルルートの指定要件には、「①ルート設定」、「②走行環境」、「③受入環境」、「④情報発信」、「⑤取組体制」の5つの観点があり、全て満たしていることを基本とする「必須項目」と、満たしていることが望ましい「推奨項目」がそれぞれ設定されている。

指定要件の詳細については、参考資料にて示す。

表 3-1 ナショナルサイクルルートの指定要件(必須項目, 推奨項目)

観点	考え方	指定要件	
		必須項目	推奨項目
①ルート設定	サイクルツーリズムの推進に資する魅力ある安全なルートが設定されている。	5項目	3項目
②走行環境	迷わず安心、安全に走行できる環境が整備されている。	9項目	6項目
③受入環境	サイクリストのニーズに対応したサポートが充実している。	6項目	13項目
④情報発信	必要な情報が容易に入手可能である。	6項目	2項目
⑤取組体制	質の高いサイクリング環境を維持し、更なる向上を図るための継続的な取り組み体制がある。	3項目	—
合計		29項目	24項目

3.3 指定要件の達成状況と対応方針

3.3.1 指定要件の達成状況(令和3年2月時点)

つくば霞ヶ浦りんりんロードは、令和元年度10月に実施されたナショナルサイクルルート審査委員会での審査結果においては、必須項目が一部未達成であったものの、申請者が審査委員会に提出した「今後の改善方針」を踏まえてナショナルサイクルルートに指定された。

その後、令和3年2月に実施された審査委員会の時点でも、必須項目6項目、推奨項目6項目が未達成の状況である。要件を満たさなくなった場合などは指定が取り消されるため、継続した対応が必要である。

表 3-2 指定要件(必須項目, 推奨項目)の達成状況
(令和3年2月実施の審査委員会時点)

観点	考え方	指定要件の達成状況(令和3年2月時点)	
		必須項目	推奨項目
①ルート設定	サイクルツーリズムの推進に資する魅力ある安全なルートが設定されている。	1項目が未達成 (5項目中)	3項目 全て達成
②走行環境	迷わず安心、安全に走行できる環境が整備されている。	5項目が未達成 (9項目中) (達成した項目のうち、2項目は改善方針に基づき引き続き取組み中)	4項目が未達成 (6項目中) (達成した項目のうち、1項目は改善方針に基づき引き続き取組み中)
③受入環境	サイクリストのニーズに対応したサポートが充実している。	6項目 全て達成 (達成した項目のうち、4項目は改善方針に基づき引き続き取組み中)	2項目が未達成 (13項目中) (達成した項目のうち、7項目は改善方針に基づき引き続き取組み中)
④情報発信	必要な情報が容易に入手可能である。	6項目 全て達成 (達成した項目のうち、1項目は改善方針に基づき引き続き取組み中)	2項目 全て達成 (達成した項目のうち、1項目は改善方針に基づき引き続き取組み中)
⑤取組体制	質の高いサイクリング環境を維持し、更なる向上を図るための継続的な取り組み体制がある。	3項目 全て達成 (達成した項目のうち、1項目は改善方針に基づき引き続き取組み中)	—

3.3.2 未達成事項への対応方針

(1) 必須項目に関する未達成事項と対応方針

未達成の必須項目 6 項目について、その全てが案内標識等の整備での対応が必要な項目である。

表 3-3 必須項目に関する未達成事項(令和 3 年 2 月実施の審査委員会時点)

観点	評価項目	No	評価基準	未達成の事項	対応する主体
① ルート設定	ルートの安全性	1	<p>・自動車交通量が概ね 10,000 台/日以上 of 幹線道路において、<u>車道混在となる区間を避けたルート</u>であること。</p> <p>※ただし、郊外部において、「走行環境の安全性」に規定する整備がされている場合を除く。また、都市部においては、ルートに並行して代替ルートが無い場合は車道混在でもやむを得ないものとするが、市区町村の自転車活用推進計画における自転車ネットワーク計画に位置付けられていること。また、現地及びルートマップ等で注意喚起すること。</p>	交通量 10,000 台/日以上で車道混在となる区間が 4 区間存在。(都市部 1 区間、郊外部 3 区間)	県または市町村の道路管理者
② 走行環境	走行環境の安全性	2	<p>・郊外部 (DID 地区以外)においても、自転車専用道路又はガイドラインに基づき、適切に歩行者・自動車と分離された自転車通行空間が整備されていること(暫定形態を含む)。</p> <p>※ただし、自動車交通量が概ね 10,000 台/日以上でかつ車道混在の場合は、更に外側線の外側に 1.5m 以上(やむを得ない場合は 1.0m 以上)の幅員を確保すること。なお、自転車歩行者専用道路は認めるが、自転車歩行者専用道路であることが利用者に明確になるよう工夫すること。自転車歩行者道は、橋梁やトンネルなどにおける危険回避を除き認めない。</p> <p>車道混在の場合は、100m 程度の間隔で矢羽根を設置、または外側線の外側に 1.0m 以上の幅員(排水施設等の幅員を除く)を確保することとし、自動車交通量が概ね 10,000 台/日以上の場合は外側線の外側に 1.5m 以上(やむを得ない場合は 1.0m 以上)の幅員を確保した上で 100m 程度の間隔で矢羽根を設置することとする。</p>	郊外部を通過する 171km のうち、未整備の区間が存在。	同上
		3	<p>・トンネル、橋梁部、急勾配箇所の現地に注意喚起の看板等の案内表示がされていること。</p>	トンネル、橋梁部、急勾配箇所のうち、一部未整備の区間が存在。	同上
	ルートの案内	4	<p>・ルート全線で統一された仕様により、ルート名、自転車ピクトによる経路や距離に関する路面表示が設置。</p> <p>・単路部：概ね 5km ごと ・分岐部：必要箇所全箇所</p>	分岐部は設置済みであるものの、単路部は未設置の区間が一部存在。	同上
		5	<p>・ルート全線で統一された仕様により、ルート名、自転車ピクトによる経路や距離に関する案内看板が設置。ただし、河川区域などで設置できない場合は除く。</p> <p>・単路部：概ね 5km ごと ・分岐部：必要箇所全箇所</p>	単路部、分岐部とも未設置の区間が一部存在。	同上
		6	<p>・自転車活用推進本部事務局がナショナルサイクルートの共通仕様として示すロゴマークを設置すること。</p>	単路部や分岐部等において未設置。	同上

未達成の必須項目 6 項目について、案内標識等の整備での対応方針を以下のとおりとする。

表 3-4 未達成の必須項目への対応方針(案内標識等の整備での対応が必要な項目)(1/2)


観点	評価項目	No	評価基準と対応方針
① ルート設定	ルートの安全性	1	<p>【評価基準】 ・自動車交通量が概ね 10,000 台/日以上 of 幹線道路において、車道混在となる区間を避けたルートであること。</p> <p>※ただし、郊外部において、「走行環境の安全性」に規定する整備がされている場合を除く。また、都市部においては、ルートに並行して代替ルートが無い場合は車道混在でもやむを得ないものとするが、市区町村の自転車活用推進計画における自転車ネットワーク計画に位置付けられていること。また、現地及びルートマップ等で注意喚起すること。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【対応方針】 ・都市部 1 区間（阿見町の国道 125 号を通過する区間）は、対応完了（当該区間は県管理道路であり、いばらき自転車ネットワーク計画に位置付け済み）。 ・郊外部 3 区間は、以下のとおり対応する。 ・北利根橋区間：必須項目 No.3 の対応方針②のとおり対応。 ・霞ヶ浦大橋区間：同上 ・潮来市県道区間：必須項目 No.2 の対応方針②のとおり対応。</p>
		② 走行環境	走行環境の安全性

表 3-5 未達成の必須項目への対応方針(案内標識等の整備での対応が必要な項目)(2/2)

観点	評価項目	N O	評価基準と対応方針
② 走行環境	走行環境の安全性	3	<p>【評価基準】 ・トンネル、橋梁部、急勾配箇所の現地に注意喚起の看板等の案内表示がされていること。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【対応方針】 ①トンネル部（霞ヶ浦大橋西側のボックス、牛堀バイパス高架下）は、「トンネルでの自転車注意（c-13）」をトンネル入り口に設置。 ②橋梁部（霞ヶ浦大橋、北利根橋、稲敷大橋、古渡橋、愛郷橋）は、 ・幅員の狭い橋梁部の車道を通行する場合は、「幅員注意（c-8）」、「幅寄せ注意（c-10）」を設置（稲敷大橋、古渡橋、愛郷橋）。 ・危険回避として歩道を活用する場合は、歩行者・自転車の安全確保のため「双方向通行注意（c-14）」を設置（霞ヶ浦大橋、北利根橋）。 ③急勾配箇所（霞ヶ浦大橋西側、土浦市新川沿いの常磐線交差部）は、「勾配注意（c-9）」を急勾配区間の手前に設置。</p> <p>※霞ヶ浦湖岸においては、河川区域につき設置が困難のため、案内看板ではなく路面表示とする。</p>
		4	<p>【評価基準】 ・ルート全線で統一された仕様により、ルート名、自転車ピクトによる経路や距離に関する路面表示が設置。 ・単路部：概ね 5km ごと ・分岐部：必要箇所全箇所</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【対応方針】 ①単路部：「矢羽根(標準形)(a-4)」を 100m 間隔で設置。また、「ロゴマーク付き距離・方向案内（a-12）」を概ね 5km 間隔で設置。 ②分岐部：「ロゴマーク付き分岐案内（an-2, an-3）」を設置。</p>
	ルートの案内	5	<p>【評価基準】 ・ルート全線で統一された仕様により、ルート名、自転車ピクトによる経路や距離に関する案内看板が設置。 ただし、河川区域などで設置できない場合は除く。 ・単路部：概ね 5km ごと ・分岐部：必要箇所全箇所</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【対応方針】 ①単路部：「ロゴマーク付き距離・方向案内（a-12）」を概ね 5km 間隔で設置。 ②分岐部：既存の案内看板が無い箇所について、「ロゴマーク付き距離・方向案内（a-12）」を設置。 ③その他（沿線の休憩施設等）：「ロゴマーク付き距離案内（an-4）」を設置。</p> <p>※霞ヶ浦湖岸においては、河川区域につき設置が困難のため、案内看板は設置しないものとする。</p>
		6	<p>【評価基準】 ・自転車活用推進本部事務局がナショナルサイクルートの共通仕様として示すロゴマークを設置すること。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【対応方針】 ・ロゴマークが表示された路面表示や案内看板を設置（「ロゴマーク付き距離・方向案内（a-12）」、「ロゴマーク付き分岐案内（an-2, an-3）」、「ロゴマーク付き距離案内（an-4）」）。</p>
	ルートの案内	6	<p>【評価基準】 ・自転車活用推進本部事務局がナショナルサイクルートの共通仕様として示すロゴマークを設置すること。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【対応方針】 ・ロゴマークが表示された路面表示や案内看板を設置（「ロゴマーク付き距離・方向案内（a-12）」、「ロゴマーク付き分岐案内（an-2, an-3）」、「ロゴマーク付き距離案内（an-4）」）。</p>

(1) 推奨項目に関する未達成事項と対応方針

未達成の推奨項目 6 項目のうち、案内標識等の整備での対応が必要な項目が 3 項目、維持管理に関する項目が 1 項目である。維持管理については、「第 8 章 つくば霞ヶ浦りんりんロードの維持管理」に基づくものとする。

表 3-6 推奨項目に関する未達成事項(令和 3 年 2 月実施の審査委員会時点)

観点	評価項目	N O	評価基準	未達成の事項	対応する 主体
② 走行環境	走行安全環境の	1	・情報板等でドライバーに対して当該道路がサイクリングルートとして活用されており自転車通行に配慮する旨、 注意喚起を図ること。	矢羽根・ブルーラインなどにより注意喚起に留まっており、情報板等での注意喚起が必要。	県または市町村の道路管理者
	維持管理	2	・道路管理者等にてルートの 管理基準（清掃・補修の水準） が設定され、 維持管理の実施体制が明確 であること。	ルートの管理基準が設定されておらず、実施体制が明確でない。	同上
	ルートの案内	3	・起点及び主要な目的地（主要都市や代表的な観光地等）までの距離を示す案内が一定間隔に設置されていること。	未設置の区間が一部存在。	同上
		4	・ルート沿線の ゲートウェイ・観光施設・拠点（サイクルステーション）への案内 （方面・距離等）が当該施設への分岐部及び一定の間隔にあること。	未設置の区間が一部存在。	同上
③ 受入環境	代替交通手段	5	・ルート上の迂回を図るために、 サイクルート、サイクルバス、サイクルタクシー などの手段について、利用者が計画を立てるのに 必要な情報が提供 されていること。	公式HPの最新情報にて、サービス開始と連絡先等の情報が提供されているが、専用サイトでの情報提供はされていない。	県の観光部局等
		6	・拠点までの 自転車回送サービス として、 サイクルート、サイクルバス、サイクルタクシー などの手段について、利用者が計画を立てるのに 必要な情報が提供 されていること。	同上	同上

未達成の推奨項目のうち、案内標識等の整備での対応が必要な3項目について、対応方針を以下のとおりとする。

表 3-7 未達成の推奨項目への対応方針(案内標識等の整備での対応が必要な項目)

観点	評価項目	No	評価基準と対応方針
② 走行環境	走行環境の安全性	1	<p>【評価基準】 ・<u>情報板等でドライバーに対して当該道路がサイクリングルートとして活用されており自転車通行に配慮する旨、注意喚起を図ること。</u></p>
			<p>【対応方針】 ①ドライバーに対して、自転車に対して幅寄せしないことを促すため、「幅寄せ注意 (c-10)」を該当箇所に設置。 ②ドライバーに対して、横断する自転車がいるため注意することを促すため、「自転車横断注意 (c-11)」を該当箇所に設置。 ③ドライバーに対して、サイクリングコースと合流することを注意喚起するため、「サイクリングコース合流注意 (c-15)」を該当箇所に設置。 ④その他、適切な路面表示や案内看板を該当箇所に設置。</p>
	ルートの案内	3	<p>【評価基準】 ・<u>起点及び主要な目的地（主要都市や代表的な観光地等）までの距離を示す案内</u>が一定間隔に設置されていること。</p>
			<p>【対応方針】 ①「ロゴマーク付き距離・方向案内 (a-12)」を、概ね 5km 間隔で設置（必須項目 No.4 および No.5 の対応方針①にて対応される）。 ②「現在位置案内 (a-10)」を、コースの起点や分岐点、および概ね 5km 間隔で設置。</p>
ルートの案内	4	<p>【評価基準】 ・<u>ルート沿線のゲートウェイ・観光施設・拠点（サイクルステーション）への案内</u>（方面・距離等）が当該施設への分岐部及び一定の間隔にあること。</p>	
		<p>【対応方針】 ①当該施設への分岐部：「観光地等案内 (a-13)」を設置。 ②当該施設の手前：「拠点施設案内 (a-14)」を設置。</p>	

3.4 ナショナルサイクルート指定要件を満たすための整備について

第3章 ナショナルサイクルートの指定における対応方針を踏まえ、指定要件を満たすために、整備が必須あるいは推奨される案内標識等を以下に示す。なお、案内標識等の仕様や設置基準等については、「第6章 案内標識等の整備」に基づくものとする。

表 3-8 指定要件を満たすために整備が必要な案内標識等の一覧

項目	考え方	記号	案内標識等の名称
1 NCR 指定 要件	NCRの指定要件のうち、未達成の「必須項目」への対応方針に該当するもの。	a-4	矢羽根型コース案内（標準・縮小）
		a-12	ロゴマーク付き距離・方向案内（5km間隔）
		a-17	自転車ピクトグラム
		an-2, 3	ロゴマーク付き分岐案内 （2方向とも本線, 1方向は本線以外）
		an-4	ロゴマーク付き距離案内（本線沿線の休憩施設）
		C-8	幅員注意
		C-9	勾配注意
		C-10	幅寄せ注意（橋梁部）
		C-13	トンネルでの自転車注意
		C-14	双方向通行注意
2 NCR 指定 要件	NCRの指定要件のうち、未達成の「推奨項目」への対応方針に該当するもの。	a-10	現在位置案内
		a-13	観光地等案内
		a-14	拠点施設案内
		c-10	幅寄せ注意（橋梁部以外）
		c-11	自転車横断注意
		c-15	サイクリングコース合流注意
3 その 他 推 奨	サイクリング環境を更に向上させるために、NCR指定要件外であるものの、整備が推奨されるもの。	a-1, a-2, a-3	コース進行方向案内（右左折・直進）
		a-12	ロゴマーク付き距離・方向案内（1km間隔）
		an-4	ロゴマーク付き距離案内 （本線沿線以外の休憩施設）